

学童クラブ入室審査基準

特定非営利活動法人
学童保育の会・この指とまれ

学童クラブ運営規定にもとづき、以下の通り入室審査基準を定めます。

- 1、この基準は、入室希望が定員を上回った場合の入室審査に際して適用されます。
- 2、入室待機児童については、在籍児童が定員を下回った場合に、この基準にもとづく優先順で入室承認の連絡をします。
- 3、在籍児童が、この基準にもとづいて入室を取り消されることはありません。ただし、新年度入室児童の募集にあたってのみ、新規入室希望者とともに、継続希望者にもこの基準が適用されますので、待機となる場合があります。その際、いったん入室が承認されると、その後、この基準にもとづいて取り消されることはありません。
- 4、基準は持ち点方式とし、高い持ち点の保有者から優先的に入室を承認します。
 - a、学年：1年6点、2年5点、3年4点、4年3点、5年2点、6年1点
 - b、生活保護・非課税世帯：2.3点
 - c、ひとり親：3.3点
 - d、常時保護下に置かれることを要する慢性疾患：3.5点
 - e、障害児：4.3点
 - f、新年度募集に際して継続入室を希望する在籍児：4.5点
- 5、定員付近で同点が複数名いる場合には、原則として、定員を超える入室も認めるものとします。